

勝関橋長寿命化工事（中央径間床版取替）（仮称）に伴う 技術協力業務プロポーザル実施要領

1. 適用

本委託は、「公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成 17 年法律第 18 号）」第 18 条に規定する「技術提案の審査及び価格等の交渉による方式」の技術協力・施工タイプ（以下「ECI」という。）の対象委託であり、優先交渉権者として選定された者と技術協力業務の契約を締結する。その後、発注者と優先交渉権者との間で締結される基本協定に基づき価格等の交渉を実施し、交渉が成立した場合に工事の契約を締結する。

2. 目的

勝関橋は昭和 15 年に竣工した中央区築地と勝どきを結ぶ隅田川に架かる晴海通りに位置する橋梁である。橋長は 246.0m、中央径間長が 51.6m のシカゴ型二葉式跳開橋、側径間長が 86.0m の下路式タイドアーチ橋で構成されている。我が国で最大の可動支間を有する大規模かつ技術的完成度の高い構造物であり、近代可動橋の一つの技術的到達点を示すものとして重要な橋梁である。このことから平成 19 年に国の重要文化財に指定されている。

勝関橋長寿命化事業において中央径間のパネル鋼床版の取替及びシェアーロックの改修が必要となった。東京都の長寿命化事業は、現行の技術基準などに基づき定めた要求性能を満足するための対策を講じるものであり、勝関橋においては対策後、適切な維持管理を実施しながら「長期保全・活用」していくことを目標としている。

重要文化財としての価値を損なわずに要求性能を満たす対策案は「国指定重要文化財橋梁（勝関橋）長寿命化検討委員会」の審議を経てまとめる必要がある。また、終日 3 万 5 千台の交通量がある晴海通りを部分的に規制しながら安全かつ短期間に施工するために、交通管理者と協議を図りながら施工方法について詳細に検討する必要がある。これらの課題に対して発注者が最適な工事の仕様を設定できないことから、設計段階から施工者独自の高度で専門的なノウハウや工法等を活用することを目的として ECI 方式を採用する。

本要領は、設計段階から施工者の技術協力を受けるため、参加者の技術提案書を審査し最適な者を特定し、技術協力業務を契約することを目的とする。

3. 技術協力業務等の概要

（1）技術協力業務の概要

- ・委託件名：勝関橋長寿命化工事（中央径間床版取替）（仮称）に伴う技術協力業務
- ・履行期間：契約確定の日の翌日から令和 9 年 2 月 26 日まで
- ・業務の内容：別紙仕様書のとおり。
- ・参考額：本業務の参考委託費は 50,000 千円程度（税込）を想定している。

（注意）本委託の参考委託費は目安であり、予定価格を示すものではない。

（2）対象工事の概要

- ・工事件名：勝関橋長寿命化工事（中央径間床版取替）（仮称）
- ・業種：鋼けた
- ・施工予定期間：令和 9 年度から令和 11 年度まで（見込み）
- ・工事の内容：中央径間鋼床版取替
シェアーロック改修
- ・参考額：対象工事の参考工事費は 740,000 千円程度（税込）を想定している。

(注意) 参考工事費は目安であり、予定価格を示すものではない。

(3) 設計業務の概要

- ・委託件名：勝鬨橋長寿命化詳細設計（中央径間床版取替）（仮称）
- ・業種：土木設計
- ・履行期間：令和7年9月から令和9年2月まで（予定）
- ・委託の内容：詳細設計
- ・設計者：未定（令和7年9月に契約予定）

4. 参加資格

次の(1)から(5)までの全ての条件を満たす者が本プロポーザルに参加することができる。
なお、技術協力業務の契約締結までの間、参加資格の要件を満たしている必要がある。

(1) 次の①から⑤までのいずれにも該当しないこと。

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者。
- ② 東京都競争入札参加有資格者指名停止等措置要綱（平成18年4月1日付17財経総第1543号。以下「指名停止等措置要綱」という。）に基づく指名停止期間中の者。
- ③ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項の更生手続開始の申立てをしたとき、民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項の再生手続開始の申立てをしたとき又は手形若しくは小切手が不渡りになったとき（以下「経営不振の状態」という。）等。ただし、発注者が経営不振の状態を脱したと認めた場合は除く。
- ④ 東京都契約関係暴力団等対策措置要綱（昭和62年1月14日付61財経庶第922号。）第5条第1項の規定による排除措置期間中の者。
- ⑤ 上記3(2)に示した工事に係る設計業務等の受託者又は本プロポーザルに参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がある者（東京都建設工事等競争入札参加資格登録事項にいう「関係する会社」に当たる者）。

(2) 令和7・8年度東京都建設工事等競争入札参加有資格者で、業種41の鋼けた（以下「鋼けた」という。）に登録されていること。

(3) 令和7・8年度東京都建設工事等競争入札参加有資格者として申請した該当する区分の完成工事の金額が、次のいずれかの条件を満たす者

- ① 官公庁発注工事の当該業種工事の最高完成工事経歴
2億5,000万円以上
- ② 民間発注工事の当該業種工事の最高完成工事経歴
5億円以上
- ③ 当該業種の総完成工事経歴
22億5,000万円以上

(4) 予定価格9億円未満の東京都財務局経理部契約第一課発注の案件で、「鋼けた」「床版補強」「鉄骨架構」「水門門扉」「機械器具設置」以外の業種に資格確認(希望)申請をしたことがない者。

(5) 以下のいずれかの工事の要件を満たす施工実績（平成27年4月1日から令和7年3月31日までの間において建設共同企業体の代表者又は単体の元請として完成した工事をいう。）を有すること。

- ・道路橋車道部の床版を鋼床版に取り替える工事（ただし、工事内で工場製作を行ったもの）
- ・車道部が鋼床版である道路橋に架け替える工事（ただし、工事内で工場製作を行ったもの）

(6) 配置予定技術者の要件

①技術協力業務の主任技術者

技術協力業務に配置予定の主任技術者は、下記のいずれかの条件を満たす者とする。

- ア 技術士（部門：総合技術監理部門、選択科目：「建設－鋼構造及びコンクリート」又は「建設－施工計画、施工設備及び積算」）の資格を有し、技術士法による登録を行っているもの
- イ 技術士（部門：建設部門、選択科目：「鋼構造及びコンクリート」又は「施工計画、施工設備及び積算」）の資格を有し、技術士法による登録を行っているもの
- ウ RCCM（部門：「鋼構造及びコンクリート」又は「施工計画、施工設備及び積算」）の資格を有し、「登録証書」の交付を受けていること
- エ 上記のアからウまでに準ずる資格を有すること

②対象工事の配置予定監理技術者

対象工事の請負契約時において、次のアからオまでの条件を満たす監理技術者を専任配置できること。監理技術者の変更は、病休、死亡、退職等の特別な場合や発注者が必要と認めた場合とする。

また、監理技術者を変更する場合においても、下記アからオまでの条件を満たすこと。

- ア 監理技術者資格者証及び管理技術者講習会終了証を有していること。
- イ 申請書提出日において、雇用の期間が3か月以上あること。
- ウ 営業所の専任技術者でないこと。
- エ 技術士（部門及び選択科目は上記（6）①アからイまでを参照）又は1級土木施工管理技士の資格を有すること。
- オ 以下のいずれかの工事経験を有すること。
 - ・道路橋車道部の床版を鋼床版に取り替える工事
 - ・車道部が鋼床版である道路橋に架け替える工事

なお、対象工事の請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間については、監理技術者の工事現場への専任を要しない。

5. 審査

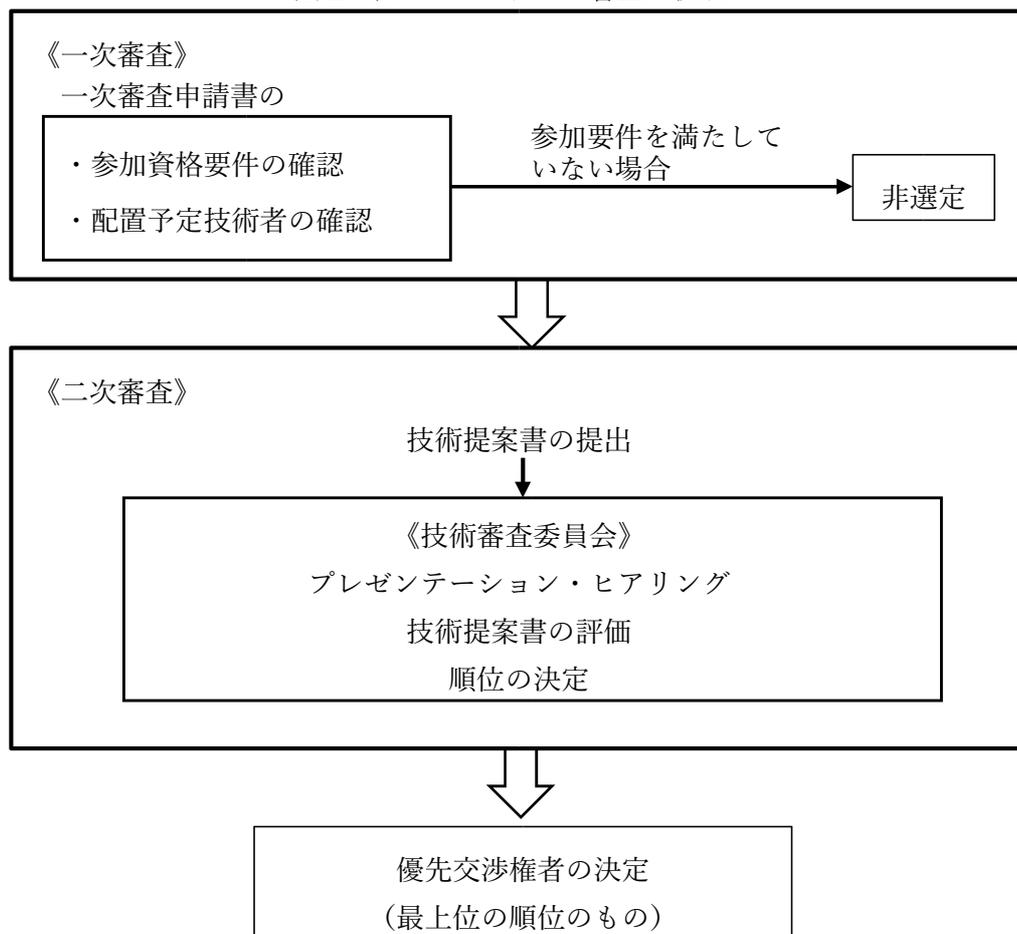
(1) 審査の流れ

本プロポーザルの審査の流れを図1に示す。審査は一次審査及び二次審査の二段階方式とする。

一次審査では、応募者から提出される一次審査申請書により、参加資格要件を満たしているかを書類で審査する。

続く、二次審査では、一次審査の通過者から提出される技術提案書を、東京都建設局が設置する技術審査委員会（外部の学識経験者を含む委員会。以下、「技術審査委員会」という。）が技術提案に係る審査を行った上で優先交渉権者を決定する。

図1 本プロポーザルの審査の流れ



(2) 一次審査

①提出書類

本プロポーザルに参加を申請する者は、一次審査申請書を提出すること。申請書に添付する書類を表1に示す。

表1 一次審査申請書提出書類一覧

番号	名称	様式	備考
(1)	一次審査申請書	様式-1	
(2)	特定建設業の許可証	—	・写し
(3)	経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書	—	・写し
(4)	工事実績書	様式-2	・コリンズの写しを添付すること。コリンズ登録がない場合は契約書の写し等を提出すること。
(5)	主任技術者（技術協力業務）の経歴書	様式-3	以下を添付すること。 ・有資格者証（技術士等）の写し
(6)	配置予定の監理技術者（対象工事）の経歴書	様式-3	以下を添付すること。 ・監理技術者有資格者証の写し及び監理技術者講習修了書の写し ・有資格者証（技術士等）の写し ・雇用関係を証明するもの（健康保険証等）の写し ・コリンズの写しを添付すること。コリンズ登録がない場合は契約書の写し等を提出すること。
(7)	守秘義務誓約書	様式-4	
(8)	上記の電子データ（CD-R）	—	

②書類の提出方法

(ア) 事前確認

本申請書の提出に先立って、表1の(4)から(6)及び(8)に該当する書類については、建設局総務部用度課契約担当（東京都庁第二本庁舎5階）に持参して、事前に確認を受けること。なお、確認は、一次審査書提出締切日の2営業日前までに行うこと（受付時間は午前9時から午後4時まで。最終日は正午まで）。

(イ) 一次審査書の提出

一次審査書の提出は以下のとおりとする。

ア 申請書等は、令和7年5月12日（月）から令和7年5月16日（金）午前9時から午後4時まで（最終日は正午まで）に下記の窓口まで持参すること（土日を除く）。

イ 提出する窓口は東京都財務局経理部契約第一課（東京都庁第一本庁舎15階南側）とする。

ウ やむを得ず郵送で提出を希望する場合は、事前に下記担当に承諾を受けた上で行うこと。

(担当) 東京都財務局経理部契約第一課 土木担当 電話：03-5388-2624

(郵送先) 〒163-8001 新宿区西新宿二丁目8番1号

エ 提出部数は2部とする。

③ 一次審査結果の通知

一次審査の審査結果は、応募者それぞれに対して東京都財務局経理部契約第一課から書面で行う。また、一次審査を通過した応募者に対しては技術提案書提出要請書を通知する。一次審査結果の通知とともに、「勝鬨橋中央径間床版取替検討書」及び「国指定重要文化財橋梁（勝鬨橋）の長寿命化検討委員会 第6回検討委員会資料（抜粋）」の電子データ（CD-R）を送付する。

一次審査の結果、参加資格がないと認められた者に対しては非選定の旨とその理由を通知する。なお、非選定者は通知の内容に不服がある場合には、通知を受理した日の翌日から起算して、10日以内に、書面により説明を求めることができる。

一次審査の審査結果は、令和7年5月21日（水）に発送予定である。

(3) 二次審査

① 技術提案書の提出

一次審査を通過した応募者は技術提案書提出要請書に基づき技術提案書を提出すること。

技術提案書の添付資料は表2の通りである。

表2 技術提案書提出書類一覧

番号	名称	様式	備考
(1)	技術提案書	様式-5	
(2)	技術協力業務への取組方針	様式-6	・ A4版3枚まで ・ 業務目的、現地条件、与条件の整理等を記載する。 ・ 業務実施手順を示す実施フロー及び実施体制等を記載する。
(3)	技術提案内容	様式-7	・ 各課題に対する技術提案（課題ごとにA4版2枚まで） ・ 技術提案を踏まえた施工計画（課題ごとにA4～A3版3枚まで）
(4)	工事全体の施工計画書	様式-8	・ 提案を踏まえた全体工事工程 A3版1枚 ・ 工程表の補足資料A4版6枚まで
(5)	概算工事費の算出	様式-9	
(6)	上記の電子データ（CD-R）	—	PDFにて提出すること

② 技術提案の範囲

技術提案の項目は以下のとおりとし、各課題に対する技術提案の内容と技術提案に関する施工計画を明示した技術提案書並びに技術協力業務への取組方針及び技術提案を含む工事全体の施工計画を明示した施工計画書を作成する。

課題1 中央径間鋼床版取替の設計・施工の検討

課題2 シェアーロック改修の設計・施工の検討

③ 技術提案書の作成にあたっての留意事項

技術提案書の作成にあたって以下の点に留意すること。

- ア 技術提案書の記載にあたっては、提出者、技術者、協力会社及び技術協力先（指導、助言又は監修等を含む。）の会社名、担当者名及びこれらを特定できる固有名詞等を記載してはならない。
- イ 特定の会社が判明される記述については、表紙を除いて認めない。
- ウ 上記ア及びイに違反していると認められた場合には発注者は提出者に修正を指示する。
- エ 技術提案書の中で第三者の著作物を利用する場合には、著作権法で認められた場合を除き、提案者があらかじめ承諾を得ておくこと。第三者の著作物の使用に関する責は、使用した提案者に帰属する。

④ 質問の受付

技術提案書及び本業務の内容に質問がある場合は、受付期間内に下記担当課へ電子メールで質問書（様式-10）を提出すること。電子メールの件名は「勝鬨橋長寿命化工事（中央径間床版取替）（仮称）に伴う技術協力業務の質問書」とする。

担当課：東京都建設局総務部用度課

電子メールアドレス： S0000399@section.metro.tokyo.jp

受付期間：令和7年5月28日（水）から令和7年6月3日（火）午後5時まで

質問に対する回答は、様式-11により電子メールで行う。質問書及び回答書は参加要件を満たす者全員に送信する。回答は、第一次審査書に記載された電子メールアドレスに電子メール送信することにより行う。

質問に関する回答期限は令和7年6月9日（月）とする。

⑤ 技術提案書の提出方法

技術提案書の提出は以下のとおりとする。

- ア 技術提案書は、令和7年6月23日（月）から令和7年6月27日（金）午前9時から午後5時までに下記の窓口まで持参すること（土日祝日を除く）。
- イ 提出する窓口は東京都建設局総務部用度課（東京都庁第二本庁舎5階）とする。
- ウ やむを得ず郵送で提出を希望する場合は、事前に下記担当に承諾を受けた上で行うこと。

（担当）東京都建設局総務部用度課契約担当 電話：03-5320-5242

（郵送先）〒163-8001 新宿区西新宿二丁目8番1号

- エ 提出部数は紙ファイル綴じ2部及びCD-R1部とする。

⑥ プレゼンテーション・ヒアリング参加者は技術審査委員会にてプレゼンテーションを行うとともに、プレゼンテーション後にヒアリングを行う。技術審査委員会は非公開で実施する。具体的な日時、開催場所、開催方法等の詳細は一次審査を通過した応募者に別途通知する。

⑦ 技術提案の審査及び評価方法

技術提案の内容は、技術審査委員会で審査を行う。

審査に当たっての技術提案の項目に対する評価基準、配点は表3のとおりとする。

表3 技術提案の項目と評価基準、配点の考え方

技術提案の項目		評価基準	配点	
①技術協力業務に関する提案	理解度	業務目的、現地条件、与条件の内容理解度について、以下である場合に優位に評価する。 <ul style="list-style-type: none"> 取組方針が適切に整理されており、本業務を実施するにあたっての理解度が高い場合 業務目的、現場条件及び与条件に対して、本業務の課題となる主要ポイントの抽出が適切に行われている場合 	10点	
	実施手順及び実施体制	業務実施手順を示す実施フロー及び実施体制について、以下である場合に優位に評価する。 <ul style="list-style-type: none"> 実施フローの内容が適切かつ妥当性がある場合 実施手順において、具体的な工夫がある場合 本業務の内容と規模に対して十分な実施体制が確保されている場合 	10点	
②主たる事業課題に対する提案	②-1 中央径間鋼床版取替の設計・施工に関する提案	的確性	中央径間鋼床版取替の設計・施工に関する提案について、以下である場合に優位に評価する。 <ul style="list-style-type: none"> 重要文化財としての価値を尊重し、その価値を極力損なわないための適切な提案がされている 死荷重を低減もしくは極力変化させないための適切な提案がされている 既存部材の損傷状況を踏まえた対策工の提案がされている 跳開橋の特性を踏まえた鋼床版取替の施工方法や品質管理方法の提案がされている 交通規制による社会的影響への緩和対策について適切に提案されている 工事の各段階におけるリスクの想定や留意事項の抽出が適切に行われており、その対応策が提案されている 	20点
		実現性	提案内容の実現性について、以下である場合に優位に評価する。 <ul style="list-style-type: none"> 提案内容を実施する方法等に説得力がある場合 提案内容を裏付ける類似実績等の明示がある場合 	20点
	②-2 シェアーロック改修の設計・施工に関する提案	的確性	シェアーロック改修の設計・施工に関する提案について、以下である場合に優位に評価する。 <ul style="list-style-type: none"> 重要文化財としての価値を尊重し、その価値を極力損なわないための適切な提案がされている シェアーロックの役割とメカニズムを理解しているか 劣化損傷している緩衝装置の対策工及び摩耗している可能性があるピンやピン孔の健全性の確認方法、それらの改修が必要となる場合の対策工が提案されているか シェアーロックの維持管理性を考慮した提案がされている 跳開橋の特性を踏まえたシェアーロック改修の施工方法や品質管理方法の提案がされている 工事の各段階におけるリスクの想定や留意事項の抽出が適切に行われており、その対応策が提案されている 	20点
		実現性	提案内容の実現性について、以下である場合に優位に評価する。 <ul style="list-style-type: none"> 提案内容を実施する方法等に説得力がある場合 提案内容を裏付ける類似実績等の明示がある場合 	20点
③全体工事の施工計画に対する提案	的確性	全体工事に対する施工計画について、以下である場合に優位に評価する。 <ul style="list-style-type: none"> 全体工程が現場条件等を考慮して適切に検討されている 	10点	
	実現性	提案内容の実現性について、以下である場合に優位に評価する。 <ul style="list-style-type: none"> 提案内容に説得力がある場合 提案内容を裏付ける類似実績等の明示がある場合 	10点	
	工期短縮	全体工事の工期について、以下である場合に優位に評価する。 <ul style="list-style-type: none"> 工期の短縮に向けた有効な提案が認められる場合 提案根拠に裏付けがあるなど具体的かつ実現性の高い場合 	10点	
	コスト縮減	コスト縮減について、以下である場合に優位に評価する。 <ul style="list-style-type: none"> コスト縮減に向けた有効な提案が認められる場合 提案根拠に裏付けがあるなど具体的かつ実現性の高い場合 	10点	
合計			140点	

評価点の算出は、技術提案書の内容、プレゼンテーション・ヒアリングを踏まえ、表4に示す評価水準に基づき、配点に評価率を掛けて算出する。

表4 評価点の算出方法

評価水準	評価点 (配点×評価率)
極めて良好	配点×1.0
良好	配点×0.75
十分	配点×0.5
やや不十分	配点×0.25
不十分	配点×0

⑧ 順位の決定

上記の評価点の合計が高いものから順位を決定する。

評価結果が同点の場合には以下のアからウまでの手順で順位を決定する。

ア 技術提案項目②の「主たる事業課題に対する提案」の点数が高いもの。

イ 上記アの内容が同点の場合、技術提案項目③の「全体工事の施工計画に対する提案」の点数が高いもの。

ウ 上記イの内容で順位が決定しない場合には技術審査委員会の審議により決定する。

(4) 提出書類等の取扱い

- ・技術提案書の提出後は、原則として記載内容の変更は認めない。
- ・優先交渉権者より提出された技術提案内容については、その後の工事において一般的に使用されている状態になった場合は、発注者は無償で使用できるものとする。ただし、特許権等を有する事項が含まれる提案についてはこの限りではない。
- ・技術提案内容の著作権は、応募者に帰属するものとする。発注者は本プロポーザル以外での提出書類の無断使用は行わない。
- ・発注者は、当該技術提案を提出したものの承諾を受けた上で、技術提案の内容を公表することができる。
- ・技術審査委員会に当たり発注者は技術提案書を複製することができる。
- ・優先交渉者に特定されなかった技術提案内容は、参加者の権利に属するため、発注者は許可を得ることなく使用しない。
また、提出された技術提案書は原則として返却しない。
- ・本プロポーザルのため、発注者が応募者に配布又は貸与する資料等は、本プロポーザルに係る検討以外に使用することはできない。

6. 優先交渉権者の決定

(1) 審査結果の通知

- ・審査の結果、順位が最上位のものを優先交渉権者とする。
- ・優先交渉権者となったものに対しては、東京都財務局経理部契約第一課から技術提案書を特定した旨の通知を行う。

- ・技術提案者のうち、次順位以降の者に対しては、次順位以降の交渉権者として選定された旨と順位を通知する。
- ・審査の経緯や結果についての質問には応じない。

(2) 審査結果の公表

技術協力業務の契約後、東京都建設局ホームページにおいて事業者名、随意契約結果及び契約の内容について公表する。

7. 技術協力業務の契約と協定締結について

(1) 技術協力業務契約

発注者は優先交渉権者と見積合わせを行った上で、技術協力業務の契約を締結する。

(2) 基本協定の締結（参考資料①参照）

基本協定は、工事の契約に至るまでの交渉手続きや交渉不成立時の手続きに関する協定であり、発注者と優先交渉権者の二者で締結する。

(3) 設計協力協定（参考資料②参照）

設計協力協定は、優先交渉権者の提案を反映させた設計成果の完成に向けた調整及び協力に関する協定であり、円滑に設計を実施するため、発注者、設計者及び優先交渉権者の三者で締結する。

(4) 工事請負契約

価格等の交渉は基本協定に基づき実施し、技術審査委員会で価格等の交渉の内容と共に成立・不成立について審査する。

(一般案件の場合)

発注者と優先交渉が成立した場合には、優先交渉権者に交渉成立通知を行い、見積合わせを行う。採用決定後、工事請負契約を締結する。

契約締結後、次順位以降の交渉権者に対して、その理由を付して交渉終了通知を行う。

(議会付議案件となった場合)

発注者と優先交渉が成立した場合には、優先交渉権者に交渉成立通知を行い、見積合わせを行う。採用決定後、採用者と仮契約を締結し、この契約議案が東京都議会定例会で可決された後に工事請負契約を締結する。

なお、優先交渉権者が仮契約締結の日から議決の日までに「4. 参加資格」のいずれかの要件を満たさなくなった場合は、当該仮契約を解除することがある。

契約締結後、次順位以降の交渉権者に対して、その理由を付して交渉終了通知を行う。

(5) 交渉が不成立になった場合の取扱い

- ・価格交渉の結果、不成立とした場合には、優先交渉権者にその理由を付して交渉の不成立通知を行うとともに、技術協力業務の完了検査を実施の上で支払いを行う。
- ・次順位の交渉権者に対して優先交渉権者となった旨を通知するとともに、技術協力業務への参加意思の有無を確認した上で、技術提案を反映した設計を改めて実施する。

8. 設計業務及び技術協力業務の役割分担

技術協力業務の実施における各者の役割分担を表5に示す。技術協力業務は発注者、設計者及び優先交渉権者の三者で締結する設計協力協定に基づき行う。

表5 設計業務及び技術協力業務における役割分担

項目	発注者	優先交渉権者	設計者
前提条件及び不確定要素の整理	・確認	・提示	・整理（資料作成）
優先交渉権者の技術提案の適用可否の検討	・判断及び設計者への指示	・技術情報（機能・性能・適用条件、コスト情報等）の提出	・提案内容の確認、設計に反映する上での課題の有無や内容の整理
追加調査	・必要性の判断、優先交渉権者、設計者への指示 ・追加調査の実施	・追加調査の提案 ・追加調査の実施（発注者の指示による）	・追加調査の提案 ・追加調査の実施（発注者の指示による）
地元及び関係行政機関等との協議	・協議の必要性の判断 ・資料作成の指示 ・協議の実施	・協議支援（資料作成の支援、同行等）	・協議支援（資料作成、同行等）
学識経験者への意見聴取	・必要性の判断 ・資料作成の指示 ・意見聴取の実施	・意見聴取支援（資料作成、同行等）	・意見聴取支援（資料作成、同行等）
設計の実施	・設計内容の確認 ・追加提案、検討の指示	・技術提案部分を含めた設計の確認・照査 ・設計の課題整理及び改善に向けた追加提案、資料作成、検討	・指示された技術提案内容の設計への反映 ・設計の課題整理及び改善に向けた追加提案、資料作成、検討 ・設計計算、設計図作成、数量計算等の実施 ・施工計画と設計の整合性確認
工事費用の管理	・設計の進捗に応じた優先交渉権者への見積り依頼 ・見積りの検証（見積り根拠の妥当性確認、積算基準との比較） ・全体工事費の確認 ・施工中の歩掛調査の必要性の判断	・見積り ・見積り条件、根拠の整理 ・全体工事費の算定	・見積り条件と設計の整合性確認 ・見積り・概算工事費の算定
事業工程の管理	・全体事業工程の作成・管理	・設計に基づく工事工程の作成	・工事工程と設計の整合性確認
三者間の協議	・打合せ、協議の開催準備	・打合せ、協議への参加、必要資料の作成	・打合せ、協議への参加、必要資料の作成

9. リスク負担・分担

本工事における工事金額の増加等の負担は以下の通りとする。なお、委託契約書または工事請負契約書との間に齟齬がある場合には、工事請負契約書を上位とする。また、下記に記載ないものについては、「工事請負契約設計変更ガイドライン（土木工事編）」（令和6年8月、東京都）等による。

（1）発注者が負担するリスク

- ・ プロポーザル時に発注者が提示した資料に誤りがあった場合
- ・ 発注者の責により契約締結が遅れる場合やできなかった場合
- ・ 本工事に係る根拠法令の変更や規制の立法等があった場合
- ・ 消費税額の変更に伴う費用の増額
- ・ 社会情勢の変化により材料単価等が増加することによる費用の増額
- ・ 本工事そのものに対する地域住民等の要望活動や訴訟等に起因する費用の増加
- ・ 本工事の検討段階で予見不可能な地盤状況、土壌汚染、埋設物や地下構造物等などの影響に伴う費用の増加
- ・ 発注者が指示した図面に間違いがあった場合や付与した条件に不備があった場合の費用の増加
- ・ 発注者の指示による本工事の中止、延期に伴う費用の増加
- ・ 災害等に伴う本工事の中止、延期に伴う費用の増加
- ・ 発注者の帰責事由による工事費の増加

（2）受注者（優先交渉権者）が負担するリスク

- ・ 受注者の責により契約締結が遅れる場合やできなかった場合
- ・ 本工事の実施に必要な受注者が取得すべき許認可等の遅延等による費用増加
- ・ 受注者が行う業務に対する地域住民の要望活動や訴訟等に起因する費用の増加
- ・ 受注者の業務に起因する環境問題（騒音、振動、有害物質の排出等）に関する費用の増加
- ・ 受注者の業務に起因する本工事の中止、延期に伴う費用の増加
- ・ 受注者の構成員及び協力会社の業態悪化等に起因し、本工事の実施が困難になった場合、又は遅延した場合の費用の増加
- ・ 受注者が実施した各種調査に不備があった場合の費用増加
- ・ 受注者が実施した技術提案（技術協力）に不備があった場合の費用増加
- ・ 受注者の帰責事由による工事費の増加

10. 失格事項

次のアからオまでに該当する参加者は失格となることがある。

ア 参加表明書又は技術提案書が次の条件に該当する場合

- ・ 提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの
- ・ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの
- ・ 指定する様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合しないもの
- ・ 記載すべき事項以外の内容が記載されているもの
- ・ 許容された表現方法以外の表現方法が用いられているもの
- ・ 虚偽の記載をし、あるいはその他不正の行為があった場合

内容に虚偽の記載があった場合については、指名停止等措置要綱別表の5の虚偽記載に該当し、指名停止措置等の対象となる。

- イ 参加者またはその関係者が審査委員会の委員に対して、直接、間接を問わず、働きかけを行った場合
- ウ 他の参加者と技術提案書等の内容について相談を行った場合
- エ 他の参加者に対して技術提案書等の内容を意図的に開示した場合
- オ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為や著しく信義に反する行為がある等、技術審査委員会が失格であると判断した場合

11. スケジュール

内 容	日 程
公告	令和7年4月21日（月）
一次審査申請書の受付	令和7年5月12日（月）～5月16日（金）
一次審査（参加資格の審査）の結果通知、及び技術提案書提出要請書の通知	令和7年5月21日（水） 発送予定
質問の受付	令和7年5月28日（水）～6月3日（火）
質問に対する回答	令和7年6月9日（月）まで
技術提案書の受付	令和7年6月23日（月）～27日（金）
二次審査（ヒアリング）	令和7年7月31日（木）～8月6日（水）のいずれか1日を予定
二次審査の結果通知（優先交渉権者の決定）	令和7年9月10日（水） 発送予定
技術協力業務の契約締結	令和7年10月中旬を予定
工事請負の契約締結	令和9年度を予定

12. その他

- ・ 応募者は、優先交渉権者の決定までは応募を辞退することができる。応募を辞退するときは、辞退届（様式-12）を東京都財務局経理部契約第一課（東京都庁第一本庁舎15階南側）に提出することとし、辞退届の提出後は当該辞退を撤回できない。
- ・ 提出書類の作成、提出及びヒアリングに要する費用はすべて参加者の負担とする。
- ・ 施工予定期間は、詳細設計を進める上で、施工者の技術的な協力を受けるために必要な条件として設定した見込みの期間であり、実際の工事期間とは異なる場合がある。
- ・ 発注者が現在進めている都市計画変更手続きの状況及び今後の社会情勢や財政事情の変化、その他不可抗力等により、発注者は事業の計画及びスケジュールを変更又は中止する場合がある。
- ・ 審査の過程において前項の事態に至った場合、参加者に対して発注者は、一切の責任を負わないものとする。